

歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に「歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実」「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に「歯科口腔保健の充実、歯科保健医療提供体制の構築」が記載されているように、国も歯科医療を重要なものと位置づけている。

口腔の健康を保つことが、糖尿病や動脈硬化症、認知症等、さまざまな全身疾患を予防し、国民のQOLの向上と健康寿命の延伸にとって重要であることが明らかになっている。歯科医療の重要性がますます高まっている証拠である。

しかし、経済的理由により早期受診が困難であったり、治療の中断が増加するなど、子どもから高齢者まで口腔状況の悪化や口腔崩壊ともいえる深刻な実態がある。さらに歯科では、丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近い被せ物などはまだまだ保険外のものが多く、保険のきく範囲は制限されている。

また、歯科医療の充実のためには、歯科医療を支える歯科技工士や歯科衛生士の処遇改善と充実を図る事が不可欠である。

国は、歯科健診の充実、歯科口腔保健の充実と共に、安全性・有効性が確立している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大、窓口負担割合の引き下げ、歯科診療報酬の引き上げによって、すべての国民がお金の心配なく良質な歯科医療が受けられるよう、保険でより良い歯科医療を実現する施策をすすめることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿

藤枝市議会
議長 薮崎 幸裕